様式第2号（第8条関係）

印鑑登録証

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 登録番号　００００００  　　　　　印鑑登録証  香川県丸亀市長 |  | 注意事項  １　この登録証は、印鑑の登録を受けていることを証明するものですから、大切に保管してください。  ２　窓口で印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、この登録証を必ず持参してください。この登録証の提示がなければ受付できません。  ３　代理人に印鑑登録証明書の窓口交付を依頼するときは、この登録証を持参させてください。この場合、委任状や登録印鑑の持参は不要です。  ４　この登録証でコンビニ交付サービスを利用することはできません。  ５　この登録証を紛失したとき、又はこの登録証が盗難にあったときは、直ちに届け出てください。  ６　転出、死亡等の場合は、この登録証をお返しください。 |